資料 No. 5

ときがわ町浄化槽事業の方針変更について

令和６年 11 月１日
ときがわ町水道課

現行

申請対象

【現在の処理方法】新築、合併処理浄化槽からの入替、転換（単独処理浄化槽・くみ取り便槽からの入替）

【 建 物 用 途 】専用住宅、併用住宅、事業所

【 人 槽 】50 人槽以下

【 補 助 金 】転換の配管費・・・20 万円
撤去費・・・10 万円
放流ポンプ・・・６万円（対象経費の 1/2）
長距離配管・・・100 万円（対象経費の 1/2）

要旨

浄化槽設置の財源は、使用者からの分担金、国庫補助金、企業債で賄っている。現在までに企業債を約５億 6,000 万円借入れ、約１億 5,000 万円償還してきたが、依然として約３億 8,000 万円の借入がある。

元金については今後 10 年で毎年 2,000 万円以上の償還があり、利子についても令和６年度から令和 35 年度までに約 6,000 万円の償還がある。

また、配管費や撤去費の補助金は、国庫補助金や県補助金等で賄えるが、放流ポンプ、長距離配管補助金はほとんどが町単独事業となっている。

法非適用時の平成 19 年度は約 1,300 万円の一般会計からの繰入れであったが、令和５年度には約 5,900 万円まで増大している。令和６年度から法適用となり、補助金として 6,000 万円を一般会計から繰入れて浄化槽事業の運営をしており、財政圧迫の一因となっているため、申請対象の見直しを行う。

補助金

国庫補助金

新築、合併処理浄化槽からの入替 ・・・ 1/3 補助

転換 ・・・ 1/2 補助
配管費の補助 10 万円／基

県補助金

新築・・・なし

転換・・・50 万円／基（設置費・配管費・撤去費）
長距離配管の場合は、最大 20 万円加算

企業債

（例）令和５年度の場合

新築、合併処理浄化槽からの入替　1,340 万円

転換　40 万円

中型人槽（10 人槽超）の修繕

直近３年平均における１浄化槽あたりの鉄蓋修繕　515,900 円

※主に事業所

近隣の動向

転換のみ　・・・　4/12 団体

専用住宅（併用 1/2 未満含む）のみ　・・・　10/12 団体

10 人槽以下　・・・　10/12 団体

今後の方針

申請対象

【現在の処理方法】転換

【 建 物 用 途 】専用住宅（※居住用に限る）

【 人 槽 】10 人槽以下

【 補 助 金 】配管費　・・・20 万円

撤去費　・・・10 万円

長距離配管・・・20 万円

■申請対象を転換・10 人槽以下・専用住宅のみに変更

令和６年３月 31 日時点で、町内には、合併処理浄化槽 2,630 基が設置されているのに対して、未だに単独処理浄化槽 1,346 基、くみ取り便槽 327 基が残っている状態である。これらの転換については、水環境の保全をするために普及啓発を促進していく必要があり、また補助金等の財源も確保されているため、引き続き申請対象とする。新築は建築確認上必ず合併処理浄化槽を設置しなければならず、合併処理浄化槽からの入替も既に合併処理浄化槽設置されており、補助金等の財源が少なく、財政負担が大きいため、今後は申請対象外とする。

専用住宅は自己が居住する場合に限り、別荘や建売住宅、共同住宅は対象外とする。併用住宅、公共施設、事業所、賃貸住宅等も対象外とする。

■放流ポンプ補助金を廃止し、長距離配管の限度額を 100 万円から 20 万円に減額、対象経費は全額に変更

図１．浄化槽１基当たりの設置費用（本体＋工事費）（単位：円）

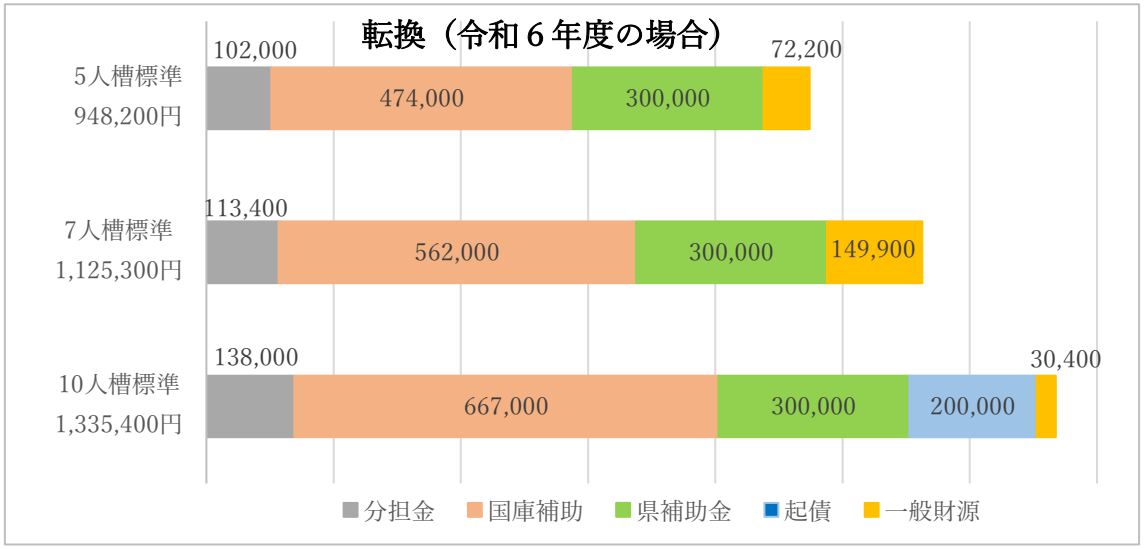

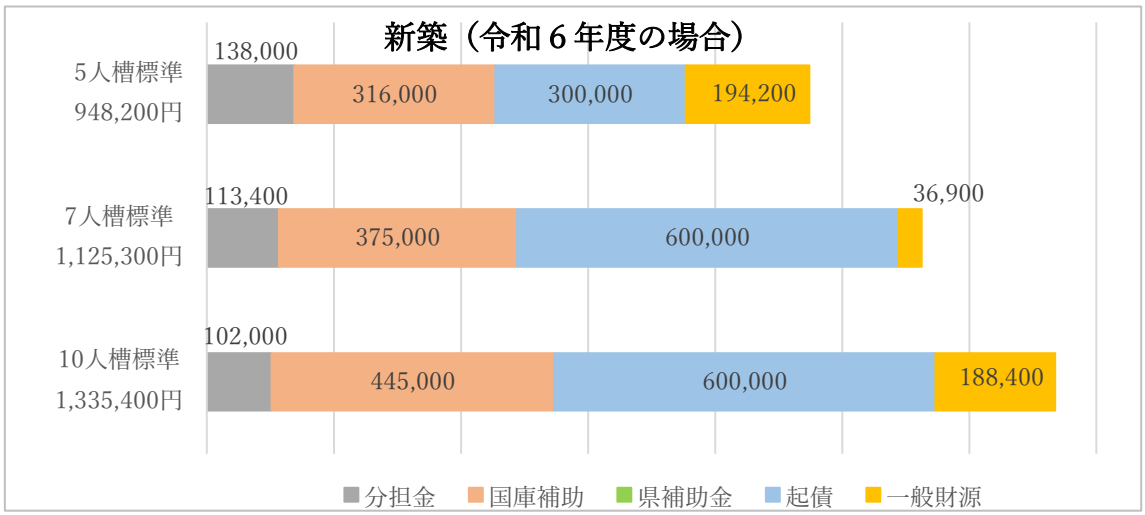

※起債（10 万円単位）＝総事業費－分担金－国庫補助－県補助金
残額の 10 万円未満が一般財源となるが、起債については、下水道事業債 1/2、過疎対策事業債 1/2 としており、それぞれで 10 万円未満となった場合は一般財源に計上しているため、グラフ上は 20 万円未満となる。

※10 人槽の転換は、過去５年間実績がないため、転換の場合は、実質起債する必要がなくなる。

図２．起債の内訳（単位：円）

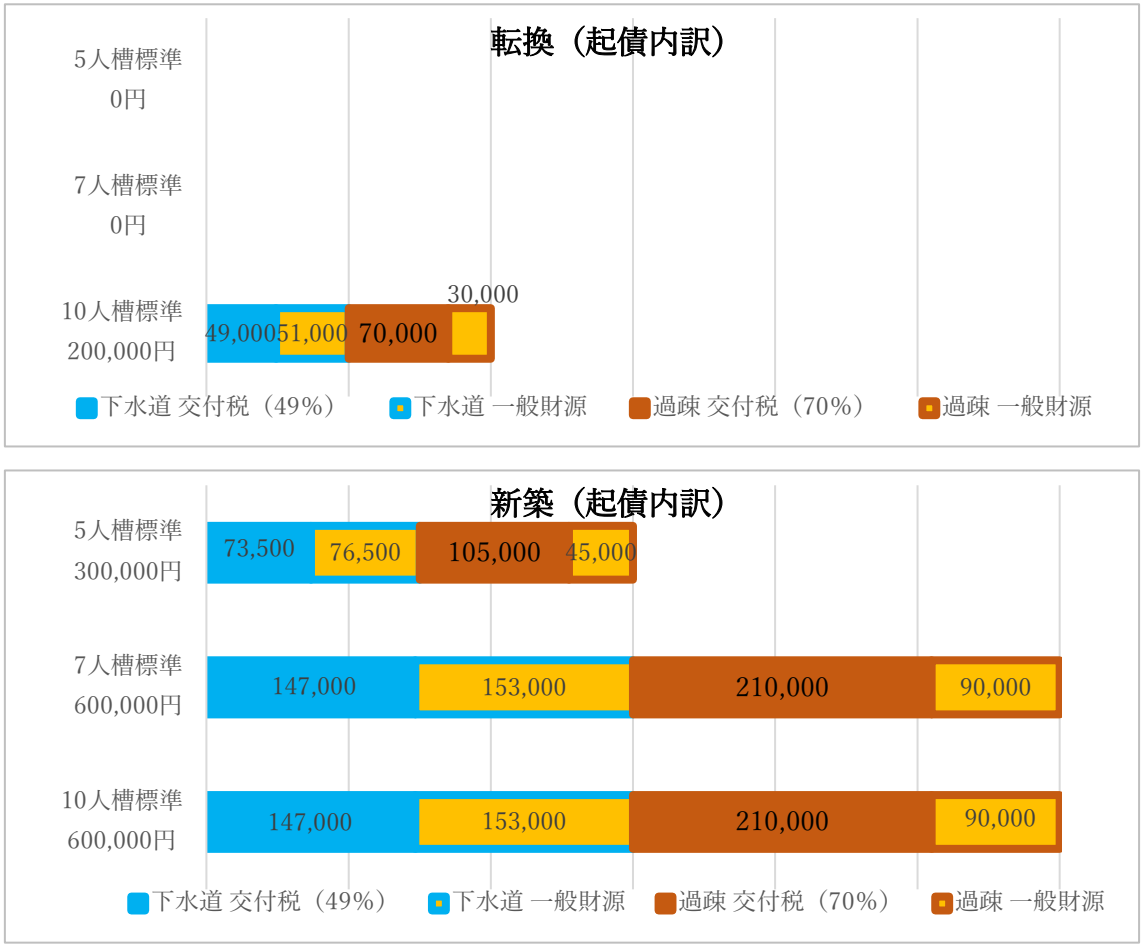
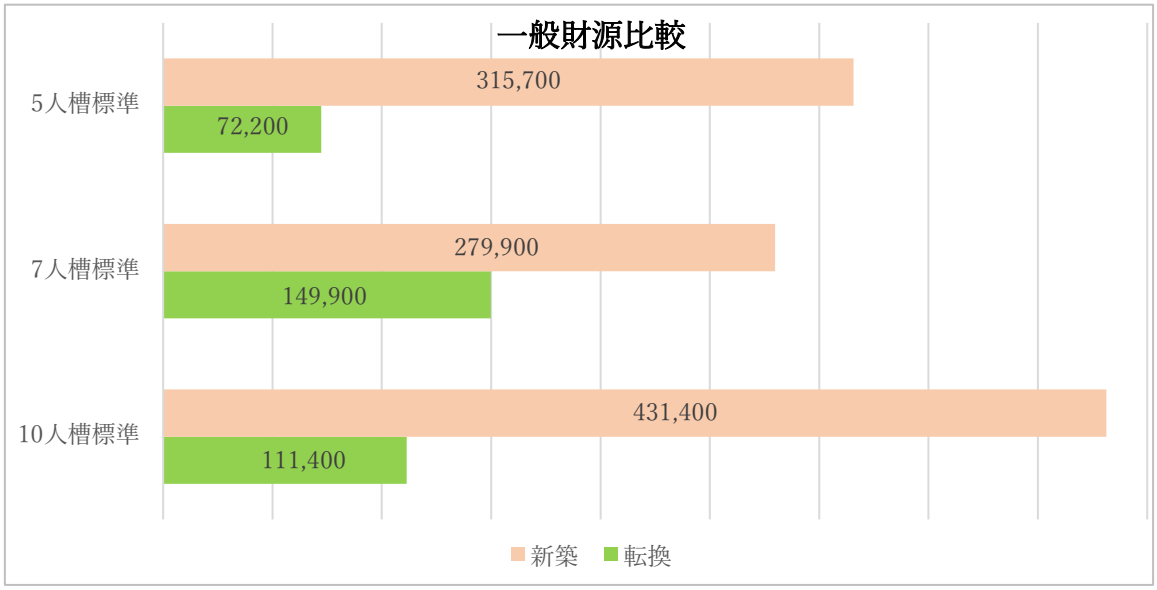
図３．浄化槽１基あたりの一般財源相当分比較（単位：円）